



2020年11月19日

各 位

会 社 名 サクサホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸井 武士
(コード番号 6675 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 和田 聡
(TEL. 03-5791-5511)

東京証券取引所による「公表措置」の実施および「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、2020年11月19日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存であります。

記

当社は、2020年10月7日に公表いたしました、「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、特別調査委員会による調査の結果、当社および当社グループ会社における不適切な会計処理が認められました。

その結果、2016年3月期から2020年3月期までの決算短信等において、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明いたしました。

このような開示が行われた背景として、主に以下の点が認められました。

- ・当社取締役会では経理管掌取締役を過度に信頼していたことから、経理管掌取締役の説明を鵜呑みにしたことで、経理管掌取締役に対する牽制が機能しないなど、ガバナンス機能の不全に陥っていたこと。
- ・当社取締役会および監査役では、経理管掌取締役が当社の内部監査部門の管掌および同部門の被監査対象である子会社代表取締役社長を兼務することを認める一方で、内部監査の独立性および客観性を保持するための措置を何ら講じず、一部子会社に対する内部監査が形骸化していたこと。
- ・当社グループ役職員の多くは職務上必要である基礎的な会計知識が欠如しており、不適切な会計処理の大半を適切なものと誤認していたこと。
- ・当社グループ各社には、上席者の指示に盲目的に従う企業文化が根付いていたこと、コンプライアンス意識醸成のための取組みも不十分であったことおよび内部通報制度が機能していなかったことにより、不適切な会計処理を認識しても、その是正や情報共有がなされない状況を招いたこと。

以上のとおり、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因して、投資者の投資判断に相当な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯および改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

以 上